

「中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安」の設定（案）

- 1 「中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安」の概要
 - 分類項目の新設・廃止等に関する検討手続の透明性を高め、特定の職業に関して恣意的な運用を防ぐためには、客観的なルールが必要である。
 - 「中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安」（以下「量的な目安」という。）は、職業分類改定研究会での検討を踏まえ、就業者数の実数又は上位分類の構成比とともに職業構造の変化、利用ニーズを踏まえた統計上の必要性、国際的な分類との比較可能性等といった要素を総合的に勘案するものとして設定した。

- 2 内容及び理由
 - (1) 名称を「目安」とすることについて

量的な目安は、分類項目の新設、廃止等を検討するための1つの判断材料であり、これを満たしていれば直ちに分類項目の新設や廃止が決定するものでなく、満たしていないから分類項目の新設をしないわけでもない。

個々の新設、廃止等の決定は、量的な目安とともにそれ以外に考慮すべき要素を総合的に勘案して行うこととしていることから、その実態に則して「基準」ではなく「目安」とした。

 - (2) 量的な目安以外に考慮すべき要素について

個々の新設、廃止等の決定の考え方について、量的な目安とそれ以外に考慮すべき要素を総合的に勘案して決定することとされているところ、考慮すべき要素の主な例は次のとおりである。なお、これに限るものではない。

 - ・ 職業構造、就業構造、労働市場の変化
 - ・ 行政ニーズや利用ニーズを踏まえた統計上の必要性
 - ・ 国際的な分類との比較可能性
 - ・ 過去に行われた各統計調査との接続性
 - ・ 各統計調査における実状

 - (3) 新設を検討するための量的な目安について

職業分類の構成は、大分類、中分類及び小分類の3段階構成となっていることから、新設する分類項目の就業者数が属する直近上位分類との構成比で検討することを前提とする。しかしながら、就業者数^(注)について、大分類では約10倍の差（大分類C事務従事者：11,756千人、大分類F保安職業従事者：1,104千人）、中分類では約8,000倍の差（中分類25一般事務従事者：8,097千人、中分類69採掘従事

者1千人)が生じており、直近上位分類の構成比のみでは量的な目安に著しい差が生じることから、就業者数の実数の目安も併記することとする。

(注) 就業者数は、「令和2年国勢調査結果」を参照した。

ア 直近上位分類との構成比を10%とすることについて

従来、中分類項目の符号は、二桁数字の一連の通し番号で表記してきており、設定可能な項目数は99である。また平成21年第5回改定における大分類は11項目数(大分類Lを除く。)であるため、構成比10%を目安とすることが、中分類の数を設定可能な項目数で整備する適当な目安と考えた。

また、小分類項目の符号は、三桁数字で表記し、その上位二桁までの数字は中分類符号で表記するものであるから、各中分類に設定可能な項目数は10であるため、構成比10%を目安とすることが、小分類の数を設定可能な項目数で整備する適当な目安と考えた。

イ 就業者数の実数の目安を10万人及び1万人とすることについて

最も就業数が少ない大分類が1,104千人であることから、その約10%の10万人を中分類項目の新設における目安とし、その10%の1万人を小分類項目の新たに設ける目安とした。

(4) 「その他項目」の占める構成比が50%を超える場合について

小分類項目である「その他項目」の就業者数がその属する中分類項目に占める構成比の50%を超えるということは、一定の就業者を見込める職業が「その他項目」に含まれている可能性が考えられる。

そのため、小分類に設けられた「その他項目」の就業者数が安定的に、その属する中分類項目に占める構成比の50%を超える場合には、その状況を確認し小分類項目の新設を検討するよう本記載を設けた。

なお、本記載は新設を義務づけるものではなく、検討の結果、新設しないことも想定している。

(5) 廃止を検討するための量的な目安について

新設を検討するための目安とした就業者数の実数の各10%である1万人及び1千人を廃止の検討目安とした。これは一定の就業者数が見込めない分類項目については、中分類であれば小分類への変更や、小分類であれば他の小分類と統合することが必要と考えたためである。なお、同目安を下回ったら必ずしも統合や廃止を義務づけるものではなく、新設の時と同様に量的な目安以外に考慮すべき要素を総合的に勘案してより慎重に判断することが必要と考える。